

資料 3

平成 24 年 8 月 29 日

「間接侵害」に関する考え方の整理について

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）

「間接侵害」に関する考え方の整理について、ACCS からは以下の通り意見を申し述べますので、ご議論、ご検討をお願い申し上げます。

平成 14 年に検討が開始され、現在に至るまで、ある程度「間接侵害」に関連すると考えられる判例が蓄積されています。そしてそれらが事案によって判断を異にしているというのですから、それらを検討し相当程度の行為を類型に含めることを目的に立法化するとしても、対象となる行為が詳細になってしまい、結果として対象行為を狭める結果（将来的に起こりうる間接侵害的行為が対象から除外されてしまうことも含め）とならないかという懸念が残るところです。

一方で、対象となる行為をある程度包括的に規定し立法化がなされた場合、立法化した要件の判断材料としても過去の判例が用いられることは明らかであり、これら要件の判断が結果として分かれてしまい、条文の形骸化もしくは条文要件と判例というダブルスタンダードという結果も招きかねません。

また、検討結果が差止請求という民事上の救済措置をターゲットとしたものであり、立法においてその範囲が明確になったからといって、直ちに権利者に有利となるかどうかには疑問が残ります。明確に間接侵害とされる行為に対する抑止効果はある程度期待できるかもしれませんのが、当該行為にあたらないものは即ち適法行為であると曲解され、対象となる行為から逃れようとする「不心得者」に指針を与えることにもなりかねません。

今期法制問題小委員会における検討においても、著作権法第 30 条第 1 項の見直しや従属説の徹底についてなど様々な論点に関して意見の対立があるように見受けられます。このような状況において、立法化ありきで議論を拙速に進められることは、結果として関係者の望む条文とならない可能性がありますので、精緻に議論を進めていただくことを切に要望いたします。その議論の過程において、現行法における解釈指針を示す必要があると判断されるのであれば、現行法の条文が直接侵害者のみを対象とするものではないことを明確にすることで足るのではないかと考えます。